

〈研究ノート〉

三井越後屋呉服店出入業者の連帯 — 請負証文と仲間願書から —

田中直人*

Solidarity of Workmen Engaged in the Fabric Trade with the Mitui-Echigoya Company

Naoto Tanaka

要旨 越後屋呉服店には、製造流通における高度な分業体制を支えるべく多種多様な業者が出入したが、その主だった者は保証人とともに損難や遅滞について全ての責めを負い、御店には一切の迷惑をかけないという業務請負の契約を結んでいた。しかし、越後屋に遺る出入人の願書を具に見てゆくと、困窮難儀した業者から問題の解決を御願され、これに応じる例が散見する。これは、御店最大の関心が流通実績の維持にあり、实际的で弾性的な制度運用が重要視されていたことを確認させる。また、出入人が業務を行う上で必要となる製造・流通環境の整備においても出入人の連帯による願上を御店が受け入れる形でなされる場合があり、同じく利益の最大化を目指す中でその困窮に手を差し伸べる御店の姿がうかがえる。

キーワード 越後屋呉服店 請負 仲間

はじめに

越後屋による呉服販売には、原材料仕入・呉服物生産から商品流通に至るまで実に様々な出入業者が関っており¹、これらを組織し管理にあたった本店には業種ごとに多くの同業者組織が把握されていた。これら出入人と御店（越後屋）は、「被雇用者と雇用主」の關係にあるのみならず、多くの場合で代銀の前借による「債務者と債権者」の間柄でもあったため、業務委託時の交渉において御店の発言が強く影響した。²

前払いにより生じた原材料・細工物の納入義務を、『三井事業史』は出入人への実質的な支配と見ており³、これは両者の関係を捉える上で長らく一般的な解釈とされてきた。生産者優位で進んだ京都西陣の絹織物取り引きは、十七世紀末から流通業者優位へと転じる⁴が、その主導権移動もこうした「先金廻し」により生じたものであり、生産者による前借は江戸の呉服流通の転換期を読み解く前提として理解されている。しかし、こうした「支配」の実相に具体事例

* 本学助教 日本史学

を挙げて言及した論考は殆どなく、枠組みを示した『三井事業史』以降、顧みられていないのが実情である。

本稿は、出入業者が御店依頼をどう受容していたか、また御用を果たす上での製造・流通環境の整備を如何に要請していたかを、「請負証文」と「仲間願書」の記述を引きながら示し、御店と出入業者の関係について若干の補足をなさんとするものである。

一・御店依頼の請負について

出入業者は様々な文書において、御用を承ることで渡世相続が可能となった旨を感謝の言とともに記すが、これは巨大な販路を有し製品の大量販売が可能な越後屋と、そこに組み入れられることではじめて生業維持が可能となる仕入・生産・加工業者の関係を端的に示している。同時にこれは御用から外れることで生じる渡世の困難さを想像させ、御用依頼を受注し続けることへの関心の高さを示すものともいえる。

以下に引用するのは、延享元（一七四四）年に布問屋大野屋平左衛門が布仕入れを行う「御店買方」に任命された際に提出した請負証文（史料A⁵）である。御店が依頼した御用が、職能を頼りに生きる渡世者たちに如何にして受け止められたかがよく示されている。（本文は改行箇所を意識せず引用する。以下史料全て同じ。）

（史料A）

請負証文之事

一、布問屋大野屋平左衛門義、御店買方之儀被仰付被下候様御願申上候処、此度御聞届買方被仰付被下、外聞旁忝奉存候、

尤右御仕入布被仰付候二付、前銀何程二而茂御渡可被下候、万一右銀子相滞候歟、又者如何様之差問出来候共、私共ヨリ急度勘定相立可申候、御店仕入布之儀者江戸御城内御用其外諸御大名様方御詔之布類入交有之儀二候得者、仮令水火之難、或者盗人ニ出合候儀有之候共、右代り布買立、少し茂無遅滞相渡可申候、勿論布之風合又者時々直段外々と御見合之上、若見劣り候ハ、外問屋直段之通御引可被下候、其上二茂御店御勝手ニ相叶不申義御座候ハ、買方必至と御止メ被成候共重而御願申上間鋪候、仍而為後証請負証文如件

延享元年^{甲子}九月

三井八郎左衛門殿御店

御支配人中

江戸城内や大名からの依頼品を逃えるための布の買い付けを負った大野屋が、費用となる銀子の前借を要請すると同時にいくつかの譲歩を提示している。これは本証文特有の形式ではなく、他の多くの御用業者も同様に記した、いわば定型化されたものである。

請負の性質を読み解く上でまず注意されるのはその差出人である。本文書では記載を欠くため他の証文を参照すると、御用を受ける当事者と共に、同業者からなる「請人」数名が連署し、銀子が滞った際にはこれらが支えて勘定を果たすと約させている。即ちこれは、貸し倒れのリスクを回避せんとした御店の意向を汲み出入業者が留意した、同業者内の互助機能である。零細な出入業者たちは、普段から運転資金や物品などを融通し合っていたと想像されるが、そこに生まれる連帯は御店からの受注においても重要な機能を

果たしていたのである。

また、御店買方の役割が出入業者側が依頼をして得られたものと理解にも注意を要する。取り引きのある職方の経営状況を細部まで把握していた京本店の例もあるため、事前調査とこれに基づく示唆や呼びかけが存在した可能性は高いが、証文の定型文に記される労使共通の認識は、職方が「御願」を申し上げ、御店が「御聞届」になったというものである。請負における両者の関係を確認させる事実であろう。

もう一点言及したいのは大野屋側から示された譲歩項目である。ここでは、水火・盗難など損難が生じた場合は全て大野屋側が補填すること、直段が見劣りする際には大野屋がその差額を工面しこれを引き下げること、の二点が記される。前者は他の証文にも共通するものであり、請負契約を結ぶ上での基本事項であったと考えられる。しかし、直段が他に見劣りする場合についての対応は一般的ではなく、付帯することが常であったとは言い難い。評価の難しいところであるが、ここでは御店買方を継続して務めるための営業努力の現われとして見ておきたい。

次に、大野屋と同じく御用買方に任命された中村茂左衛門の宝暦八（一七五八）年記述の請負証文（史料B）⁸について見る。

（史料B）

請負証文之事

一、江州宮前村中村茂左衛門儀、布問屋仕ニ付其方御仕入布買方御申付被下候様御願申入候処、自今買方仕候様ニ御申付被

下、忝奉存候、然上者布買方前銀右茂左衛門印形手形を以何程ニ而茂銀子御渡可被成候、若請取候前銀致引込、代り布相渡不申候歟、又者布類買立預り置水火之難、或ハ盗人ニ出合候族有之候共、其方御仕入布之儀者江戸御城内御用并諸御大名様方御誂之布類入交り有之儀ニ候得者、仮令如何様之災難有之候共、右之布代り買立、何分ニも無遅滞相渡させ少も御難儀懸ケ申間鋪候、勿論末々右茂左衛門不仕合ニ付身上相仕廻之族ニ罷成候共、貴殿へ少も御損懸不申、我々共方ヨリ急度勘定相立可申候、尤右茂左衛門家名子孫讓候共いつ迄も此手形を以請負ニ相立申候、為後日仍而如件

江州宮前村

宝暦八年「寅」八月 中村茂左衛門 印形

同国同村

請人 中村嘉兵衛 同

同国同村

請人 中村次兵衛 同

三井八郎右衛門殿店

支配人中

近江に拠点を置く中村茂左衛門は、同国同村の請人二名の連署を伴い証文を記している。「御仕入布買方」として越後屋御用を負い前銀御渡を要請する点や、水火盗難の困難が生じても請人が補い御店に一切の迷惑をかけないとする点など、大野屋平左衛門の証文と多くの共通点を持つが、特に興味深いのは史料の最後に見える一文

である。

「尤、右茂左衛門、家名子孫讓候共、いつ迄も此手形を以請負ニ相立申候」は、請負をなすための「手形」が現当主茂左衛門の人格に限定されず次代に譲渡されるものであると請人側が主張したものであるが、このことは御用請負の世代間継承について明確な規定が存在しなかったことを示している。これは出入業者選定の経緯を考へる上で更なる検討を要するものであるが、ここでは特に不安定な状況にある次期当主に対しても請人が積極的な御用依頼をなしていること、同業者間の連帯も世代を超えて継続されるものであることを銘記しておきたい。

さて、先掲二通はいずれも布仕入を生業とする御用業者であったが、次に異なる業種の請負証文を二通見ておく。まず繊維製品はじめ金銀、書状までの運送を請け負った山城屋宗左衛門以下三名の記した天明七（一七八七）年の証文（史料C）である。

（史料C）

請負置証文之事

一、京都・大坂・伊勢筋并国々江之送り金銀・御荷物・御状不依何品、何程ニ而茂御請負申上候所実正ニ御座候、然ル上者万一於道中紛失相滞茂御座候ハ、為組中急度相弁、少茂御損難相掛ケ申間鋪候、被為 仰付候品々道中ニ而濡損シ等不仕候様御太切ニ取計可申上候、其外何様茂出来仕候共御請負申上候上者、少茂御苦勞相掛ケ申間鋪候、為後日依而如件

天明七年

山城屋宗左衛門（印）

未四月

越後屋七郎右衛門（印）

丸屋孫市（印）

越後屋孫兵衛（印）

越後屋八郎右衛門殿

御支配人衆中

「何品、何程ニ而茂御請負申上候」とし、如何なる品物であれ、またどれほどの分量であれ、依頼を受けるとする。また「万一於道中紛失相滞茂御座候ハ、為組中急度相弁、少茂御損難相掛ケ申間鋪候」とも記しており、道中で紛失し品物が滞ることがあっても、御店に迷惑をかけることはないとする。

尚、差出には四名が連署しており特に請負主体と請人とを分けないが、いずれも不慮の事態が生じたとしてもこれを補填する力を持った、請人と同じ意味を持つものと考えられる。証文中の「組中」の表記は御用依頼を受ける上での連帯を示すものであり、四名が「組」を作り損難に当たることを約したものと理解できよう。

(4)

もう一通は、明和六（一七六九）年に両替商近江屋喜三郎の請負について近江屋喜兵衛らと共に記す証文（史料D）¹⁰である。

（史料D）

請負証文之事

一、近江屋喜三郎両替商売仕候ニ付其方様御用向御頼申入候所、御聞届御申付被下忝奉存候、依之私共請人ニ罷立申処実正也、然上者金銀御用向何程ニ而茂被仰付可被下候、右近江屋

喜三郎方へ金銀引請万一相滞候歟、又者如何様之指支出来候共、我々請人ニ罷立申上者急度勘定相立貴殿江少茂御損懸申間敷候、且又右喜三郎家名子孫江相讓候共、飽迄茂此証文を以我々請負ニ相立可申候、為後日請負証文依如件

両替町通竹屋町下ル町

明和六年丑三月 請人 近江屋喜兵衛 在判

三条通寺町

請人 伊勢屋太右衛門 在判

蛸薬師通烏丸西へ入町

請人 柘屋藤助 在判

室町通二条上ル町

近江屋喜三郎 在判

三井八郎右衛門殿

御支配人中

史料Cにて山城屋宗左衛門らが運搬物の量も種も問わないとしたのと同様に「金銀御用向何程ニ而茂被仰付可被下候」とし、無制限の受注を掲げている。また、滞りが生じた際の対応についても同じく、如何なる事情であっても請人らと協働して御店には迷惑をかけるまいことを述べている。

以上、四通の請負証文を見たが、作成された時期に幾らかのひらきがあるが、それでも書かれている内容の基本構造が非常に似通ったものであることが確認された。これは、御店と出入業者を繋ぐ請負契約が制度として確立し、安定的に運用されていたことを示すものである。また、任務を進める過程で生じた問題に対する出入者

側の対応については、事実上無条件で全責任を負うことが約されるが、安定的で余裕の有る経営を行っていた訳ではないことを考えると、その意味するところは深長である。これら約定がどこまで守られたかは不明であるが、より重要なことはそうした不利な条件を飲んでも定期的な御用を受注すること、請負業者に列することが強く希求されたということである。

二. 御店に対する仲間願書について

請負の前提として組まれた同業者の連帯により、越後屋という大店を前にした際の信用は相対的に増した。こうした連帯は越後屋との間で行われた様々な交渉にも少なからず影響を及ぼしたと考えられる。以下、同業者が「仲間」を形成して行った御店への御願について、具体的な事例を挙げながら見てゆきたい。

まず運搬業で御店に仕えた越後屋孫兵衛の延享元（一七四四）年記載の書付（史料E¹¹）である。

（史料E）

越孫

書付を以御願申上候

一、当季駄賃銀錢下直ニ付忝割御減シ可被下旨被仰付、此間段々御願申上候得共御承引不被下、可仕様茂無御座難義仕候、先達而ヨリ御願申上候通、近年道中筋困窮仕至極悪數罷成、早荷物本七日限荷物ハ勿論、常十日限荷物共ニ過分増駄賃仕相勤申候、依之前々と相違仕駄賃金余斗相掛り是迄之駄賃金ニ而茂不足仕大分借金仕相勤罷有候、此義段々吟味仕候

得共、道中筋困窮仕、第一ハ宿馬無数諸色高直之上錢下直ニ相成、是等旁以飛脚荷物ヲ相滞せ任勝手増駄賃ニ而馬継送り申候ニ付、日限も延引仕、彼是諸入用相増迷惑難義仕候、依之格別ニ御願茂申上度罷有候、然ル所此度壹割御引被下候而者弥以不足相立難義仕候、当益前ニも御引可被下旨被仰付候得とも、右之仕合ニ御座候故達而御願申上置候時節と道中筋ケ様ニ悪敷罷成至極迷惑仕候、御太切之御荷物共永々道中御請負申義ニ御座候得者何程入用相掛り申候而茂借金仕無恙相勤罷有候、右之仕合ニ御座候間、何分此段宜ク被為聞召分、下地之通御仕切可被下候、左様無御座候而ハ借金相重り相勤兼至極難義迷惑仕候、乍懼御老分中様江幾重ニ茂御願御聞濟被下候様ニ奉願上候、以上

延享元年子十二月

越後屋孫兵衛(印)

本店

御支配人中様

これは当季御用運搬の駄賃が減じられたことを受け、苦境を説明しながら減額の回避、さらにはその値上げまでを視野に入れた要請を行うものであるが、特に意を注ぎたいのは、その御願の前に請負契約と思しき取り決めが既にあつたと考えられることである。

越後屋孫兵衛の言う「御太切之御荷物共永々道中御請負申義ニ御座候得者何程入用相掛り申候而茂借金仕無恙相勤罷有候」は、折からの道中筋の困窮を背景とした運搬費用の増大については借金をして対応した、つまり、「道中御請負申義」に従って可能な限りの経

営努力をしてきたことを主張している。これは御用運搬物について「何品、何程ニ而茂御請負申上候」(史料C)とした天明期の請負契約の内容と相通じるものである。そしてその上で、駄賃減額の処置を受けそれら努力をもつてしても如何ともし難くなったことを述べて、不均衡な収支の是正をなすための駄賃規定見直しを求めるのである。

こうした主張が一部認められたこと、それにより改善の兆しが見られたことが、五年後の延享五(一七四八)年の書付(史料F)¹²から窺い知られる。

(史料F)

書附を以御願申上候

一、御仕切駄賃銀不足仕難相務御座候ニ付、去夏ヨリ段々御願申上候通別而此間幸次郎を以御願申上候処、御吟味被成下、先達而差上ケ置候仲ケ間仕法事相違成義も申上十分之御願も申上候様ニ被思召候得共、同中筋此一兩年別而困窮仕馬杯も殊之外無数差支ニ相成弥増ニ悪敷罷成り候間、定り駄賃之外夥敷増駄賃仕候ニ付、何か諸入用多ク相掛り難相勤難義仕候而此上致方も無之仕合ニ御座候、併シ右仕方事之通ニ而者私働も無御座候様ニ被思召候ニ付、此度駄賃銀至極吟味仕下地御仕切被下候賃銀之上江式割半通去秋ヨリ之御仕切御増被下候ハ、是迄日限延引仕候処も随分出情相働日限之通相勤可申上候間、何分此段御聞届被成下、右之通賃銀御増御仕切被下候ハ、弥以家業相続仕難有可奉存候、何分右願之通被仰付被下候様奉願上候、以上

延享五年辰七月九日

越後屋

孫兵衛（印）

覚右衛門様

本店 孫右衛門様

六郎兵衛様

同じく越後屋孫兵衛を差出として記された本書付では、道中筋の困窮が物品運搬上の差し支えとなるため「定り駄賃」の他に額を上乗せしたが、「諸入用多ク相掛り難相勤難義仕候」という状態に陥った、と記している。この駄賃増額の経緯を記す部分に目を向けると、そこには「駄賃銀至極吟味仕下地御仕切被下候賃銀之上江式割半通去秋ヨリ之御仕切御増被下候」とあり、昨秋より御店主導の割り増し給付があったことが知られる。孫兵衛の言に拠れば、この措置の効果は即座に現れたようで、「是迄日限延引仕候処も随分出情相勤日限之通相勤可申上」というものであった。

孫兵衛は書付内で運搬業務をそのまま円滑に進めるためのさらなる資金融通を願うが、「道中御請負申義」（史料E）を反故にしたことについての申し開きは一切記さない。延享元（一七四四）年から四十年程後になる天明七（一七八七）年の請負証文（史料C）を見れば、「万一於道中紛失相滞茂御座候ハ、為組中急度相弁、少茂御損難相掛ケ申間鋪候」と明確に約されており、ここで「困窮」或いは「難儀」と訴えられる状況は天明七年証文では道中での紛失や停滞にあたるものであり「為組中急度相弁、少茂御損難相掛ケ申間鋪」すべきものである。つまり、延享期の孫兵衛は請負契約を結ぶ上で備えておくべき条件となった「組中」からの互助を得ていな

い、或いは得ていてもこれを当初約したように十全には機能させていないということになる。

これについては「先達而差上ケ置候仲ケ間仕法事相違成義も申上十分之御願も申上候」（史料F）が若干の示唆を与えるかもしれない。仮に「仲ケ間仕法」が請人と共同で作られた取り決めであるなら、天明七年に確認された同業者互助を前提とした請負に近いものが延享期にもあったことになる。或いは天明期の孫兵衛は既に請負契約を行っていた延享期の孫兵衛が代替わりしたもので、父祖から請負契約手形を継承せず改めて証文を交わしたとの仮定も成り立つかもしれないが、これ以上の推察は控えたい。

いずれにせよ、延享期には「道中御請負申義」を約定文言の通りに果たすことが出来ず、その解決を御店に依頼しており、これ対し御店は応答を与え、御仕切駄賃の引き上げという形で契約下の事業者を救っているのである。これは請負制の内にある弾性的な運用原理が、利益最大化を意識する中で既定の約定に優先され現れたものであるが、救済を要請した孫兵衛の願書の書きぶりを見る限り、それは契約不履行として取り立てて非難されるべきものでもなかったようである。

運搬業で御店に仕えた越後屋孫兵衛の願書に続き、次は呉服師仲間に関わる願書（史料G）¹³を見てみる。

本文書は冒頭に寛政三（一七九一）年の年次記載と「御印御用上納日限延引之方在之、依而於御用部屋被仰渡書并仲間ヨリ之願書下書」の内容説明、「呉服師仲間願書写」の題名が別筆で添えられている。同主旨の文書が二通あるが、後半の一通のみを引用する。

(史料G)

(前略)

乍恐以書附奉願上候

一、御衣・御具服物御用數年来首尾能奉相勤来冥加至極難有奉存候、且又来酉年御衣御注文不相替被為 仰付被下置難有仕合奉存候、然者当申年御衣紅白羽二重之儀、先達而ヨリ御急之旨被為 仰付候而当正月Y追々奉上納其緩又々御急キ被為 仰付候所、当春京都大變ニ付遲速ニ罷成御急キ之御間ニ合不申段不調法至極何共奉恐入候、右ニ付紅白羽二重当五月ニ至り奉上納候者共、丸屋・袋屋・鱗形屋・伊豆藏右之分御急キ之御間合不申候ニ付、来酉年御注文之内紅白羽二重御詔被仰付不被下置候段被為 仰渡奉恐入候、右遲納仕候者共數年来無滞御用向も奉相勤来候儀ニ御座候処、来酉年御衣紅白羽二重御注文被仰付無御座候而ハ当地者不及申、京都下職共へも相聞外聞実儀難儀至極歎ケ鋪奉存候、何卒此度之儀者幾重ニも御高免被成下、不相替紅白羽二重例年之通右之者共江被為仰付被下置候様奉願上候、然上者誠精入念御月割御時節御間ニ合候様、一同申合奉上納候様可仕候、何分御憐愍を以願之通被為 仰付被下置候様乍恐偏奉願上候、以上

茶屋

山田屋

五月

山形屋

越後屋

蛭子屋

日野屋
加賀屋

本書付は、失態により下された発注の一部見送り処分の撤回を同業者が連帯して求めたものである。概略を整理すると、申年に受注した「御衣紅白羽二重」が納期に間に合わず、これにより丸屋らに對する発注は翌酉年分より件の紅白羽二重を除いて示されるようになった、これを受けて茶屋らが丸屋たちの「數年来無滞」という精勤ぶりも考慮し「御高免」、つまり例年通り羽二重も仰せ付けられるようお願い出た、ということになる。

省略した文書前半部には、丸屋、袋屋、菱屋、鱗形屋、伊豆藏屋が連署して「遅納」に對する謝罪と従来同様の受注を請うた願上文書一通があり、これに続く形で記された後半部は、当事者の記した願書とは別に、茶屋以下六件がその救済を願って言上をなしたものであることとなる。両文書での双方の關係は、実働の任に当たった丸屋以下のグループと、これをサポートする茶屋以下數軒の同業者ということになるが、受注の部分停止という取り決めに對して多くの人々の干渉があったことが分かる。

こうした関与が行われたのは、当事者の以後の渡世維持を考慮してのことであった可能性が高い。というのも、茶屋らの記した後半部では「来酉年御衣紅白羽二重御注文被仰付無御座候而ハ当地者不及申、京都下職共へも相聞外聞実儀難儀至極歎ケ鋪奉存候」即ち、羽二重注文喪失の事実は京の職人らの生業にも影響し難儀であるとの文言が見られ、また丸屋らが記した前半部でも「右注文被仰付無御座候而者、外聞異儀何共難儀至極仕候」とあり、茶屋の記載と同

じくその影響するところの大きさを危惧しているからである。

続いて、藍を中心に染め加工を広く行っていた紺屋の仲間願書
(史料H)¹⁴ について見てみる。

(史料H)

乍憚奉願口上書

一、御店様方從御蔭渡世相統仕來難有幸存候、然ル所当年阿州
表藍作相応之出来ニ御座候処、葉藍売買前代未聞之高直段ニ
而藍玉ニ仕揚候得者、上藍玉皆濟式拾貳貫目余壹俵ニ付代銀
凡五百五七拾匁位之相違追々相聞候故、右藍玉直段も右ニ準
し格外ニ引上ケ、当節ニ而ハ右藍玉一向無之由ニ而売買致呉
不申候、逼々買受候得者下藍を上物直段ニ引上ケ候得共、無
是非買取損失多く、剩細工ニ手支必至と及難儀候ニ付、不得
止事当月廿四日 御店様方其外御得意様方へ藍玉用ひ候細工
之分御直増銀仲間相談之上無相違所を以書付御願申上置候
得共、乍憚 御店様方ニ而去申年春大變後預御世話、其上諸
色高直ニ付御直増御了簡も被成下候処、又候此度藍玉高直ニ
而直上ケ御願申上候儀者御疑も可在之哉と奉存候故、憚多奉
存候得共 御十仲間中様其外御店方様御一統御相談之上御賢
慮被成下、別紙差上置候通御聞濟被下候ハ、無難ニ相統可
仕と奉存候、所詮當時之藍相庭ニ而者永ク相統者難仕千万
歎ケ敷奉存候、乍憚私共身上之儀者御十仲間様御店様方御了
簡を以相統・不相統期ニ相成候間、何卒御憐愍之上御店様方
御一統御相談被成下、願之通御聞届被下候ハ、私共仲ケ間

一統難有可奉存候、以上

私屋株

東洞院竹屋町上ル丁

惣代 玉屋半兵衛 印

竹屋町油小路西へ入町

同 升屋九右衛門 印

高倉丸太町下ル町

同 亀甲屋茂兵衛 印

小川六角下ル町

年行事 玉屋権兵衛 印

四条西洞院東へ入町

同 山形屋甚助 印

惣中

御十仲間

御年番

柏屋御店様

御名代様

岸部屋御店様

御名代様

御店様方

冒頭に異筆にて「紺屋仲間中、沙宝上代紺屋仲間中」「紺屋仲間
ヨリ十仲間へ之願書之写」とあり、寛政元年八月と九月の二通の願
書がある。本論では八月願書のみを引用する。

その述べるところの主旨は、藍の供給地である阿波国にて藍作に

支障があり、前代未聞の高値で売買がなされているため、「御十仲間中様」「其外御店様」に相談し、藍玉を用いる製品には代金増額を頼む、というものである。重要なのは、「御十仲間中様」「其外御店様」による議論がなされる前、値段見直しの提案を「仲間中相談之上」で行っていること、即ち有力者による議論に至る前のそもそもの問題提起は同業者の仲間組織によってなされていた、ということである。

これは、本文末尾にて「何卒御憐愍之上御店様方御一統御相談被成下、願之通御聞届被下候ハ、私共仲間一統難有可奉存候」とし、願書を御店主導の相談を要請する形で締め括っていることから、よりわかるが、水火・盗難のような個人的事情による損難ではない、より大きな変化や不都合への対応については、「私共仲間一統」が提案し、出入業者と御店の双方の利益が守られる手法についての議論を促す、という形が採られたのである。

出入業者からなされるこうした訴えについて、御店側は積極的に聞き入れる態度を示しているように見える。(史料H)に見える「御十仲間中様」「其外御店様」による議論などはまさにこれを証するものであるが、他にも同質の事例が幾つか存在する。その内の一例を挙げてみたい。

「西陣高機織屋直増願」(史料I)¹⁵では、西陣の「高機仲間行事」四名が「三井御店御役人」を宛先として、絹糸が高値となっている現況についての対応を求めている。

(史料I)

三井御店御役人様

十一月九日持参

口上書

一、私共義、西陣高機職渡世の者共二而御座候、近年糸高直二而織屋共渡世二迫難義仕候所、其上去年以来米穀諸色共格別高直故、一向渡世相凌兼取分高機職人数多相掛り候義、当時二至り候而茂暮方途方暮罷有候、然ル所当年糸作大ニ払底と申立、弥增高直二而糸屋町ヨリ茂今ニ糸売次睨々致呉不申、去ル盆前後ヨリ職留り候織屋茂粗有之、右躰之義故、冬春共絹数も出来無寛束、依之諸御店方様江行事を以御願申上候義者、当季絹直段去夏ヨリハ壹割直上ケ被為成、御買上ケ二而御売買被成下度一同奉願候、時節から申上兼候得共、渡世難取続、猶又糸下直相成候ハ、引下ケ可申候間、御憐愍の融通を以取続不相替、中買衆中江茂出入等仕度奉存候、前書之通何卒御聞届ケ偏奉願度、書面を以如此御座候、以上

未十一月

高機仲間行事

三井御店御役人中様

「西陣高機職渡世の者共」と自らを紹介して始まる口上は、「近年糸高直二而織屋共渡世二迫難義仕候」と生じている困難の概略を述べ、その上で「当年糸作大ニ払底と申立、弥增高直二而糸屋町ヨリ茂今ニ糸売次睨々致呉不申」とのことから「去ル盆前後ヨリ職留り候織屋茂粗有之」という事情が由来していること伝える。そして「依之諸御店方様江行事を以御願申上候義」として、「当季絹直段去

夏ヨリハ老割直上ケ被為成、御買上ケニ而御売買被成下度一同奉願候」と願ひ出ているのである。

また、本口上には「西陣表より中間江参り申候願書之写」と記し、宛名に「西陣高機御行事」として「■形屋甚蔵様」以下三名の名が記された口上が付されている。恐らく（史料Ⅰ）を記すに当たり、西陣表から高機仲ヶ間へと寄せられた願書であると考えられる。即ち、材料値段の変動とそれに伴う利益率の低下で最初に困窮するのは実際に生産に当たる者、ここでは西陣表の「下職人」たちであり、その職人たちから彼らの利害を代表する者、ここでは「高機仲ヶ間行事」に向けて願書が送られたものであろう。行事はそれから主張を整理した上でさらに上級の仲間組織、ここでは「西陣高機御行事」に対して願書をしたため、御店側との議論を行うよう提案したのである。

おわりに

生産・流通における分業体制を考える基礎作業として、御店とそこに出入する諸々の業者との関係を九件の史料を挙げながら見てきた。ここでは特に、請負契約の内容、同業者仲間結成の意義、仲間願書の果たした役割に注目した。

請負契約は御店が業者を選び定期的に仕事を与えたものだが、保証として互助組織の連帯を求めており、証文には、不測の事態には請人と共同して当たり御店に一切迷惑をかけない、との文言が記されていた。経営規模の大きくない者たちにとって、同業者間の互助は日頃から不可欠のものであったが、御店はどうした支援体制の確立を契約の前提として求めた。

こうして準備された保証であるが、業者の過失や天災などの不可抗力によって生じた問題に、御店自らが対応する例が散見する。不慮の事故に対し請負業者が全ての責務を全うするのが約定本来の姿であるが、損失拡大を防ぎ利益を守るといふ現実的な判断のもと、御店が当たったものと考えられる。

生産・流通の過程には様々なリスクが存在するため、連帯保証人の準備は計画的な生産・流通活動を維持する上で重要な手続きであった。不測の事態の多くは規定通り業者と請人の責任のもと処理されていたと考えられ、分業体制の潤滑な運用は業者が本来的に有した相互扶助の機能により確保されていたといえる。しかし、障害の規模がとくに大きく、他業への影響の広がりが懸念されるものに関しては、御店が肩代わりをし速やかな解決をはかることで、御店の利益と困窮する業者の生業を守っていた。零細な出入業者の連帯は、御用を請け負うべき責任能力を担保するため、また有事に際し御店介入による解決を促すために前提となる要素だったのであり、御店と業者の協働において重要な役割を果たしていたのである。

註

1 『三井事業史』本篇第一卷（財団法人三井文庫、一九八〇年、一五七―一六二頁）に拠れば、京本店の職務は仕入部門、加工部門、輸送部門、特定店の仕入・加工に専従する部門と、店舗管理部門に大別されるといふ（享保年間「商録記」「役付帳」参照）。

2 先掲『三井事業史』本篇第一卷（三七、六二、三九〇頁）は、天和元（一六八一）年に西陣織者の直買店として設置された上之店の成立が、西陣の織屋や仲買商の動向に大きな影響を及ぼしたとみる。そして御店側

にとつての効用として、従来の現金売買を主とする取引と異なり安値で計画的に仕入れられるようになったこと、現金決済下では織屋と呉服屋の関係は対等だが、「先金廻し」により織屋は呉服屋に支配されるようになったこと、を挙げている。

3 『三井事業史』本篇第一卷(六六頁)では、京本店と職人の関係について、古くは懇意の職人でも店からの内借りは認めない時代もあったが、元禄末期の「支配勤集」では内借りを認める場合もあるとし、これを京本店が職人に対し「特定の支配力、拘束力を持つ関係になっていったとみることができよう」と評価している。これは『三井事業史』内で繰り返し論じられる理解である。

4 西陣の絹織物業者に対する前貸しとその影響については、幕末から明治にかけて西陣の諸家に伝わった古記録から絹織物や西陣機織に関わる資料を選定、集録した「西陣天狗筆記」(井関政因、弘化二(一八四五)年)に詳しい。

5 本一四八二―一八二二(『三井文庫所蔵史料 一件書類目録(京本店等原所蔵分)』財団法人三井文庫、一九九三年)以下、整理番号のみを記す。また本稿中で「目録」とした場合は全て同目録を指す。

6 目録は異なる理解をしており、「布屋大野屋平左衛門買方請負証文様式」の題名を付し、差出を京本店としている。

7 前稿(「三井越後屋呉服店の職方組織―天明期の調査と年譜願をめぐって―」『文化女子大学紀要 人文・社会科学研究 第19集』二〇一一年)にて検討。京本店に出入する生産加工職人については、調査の中にその経営状態を評価した文言が記されている。

8 本一四八九―三一一

9 本一四六三―二一四

10 本一四六五―五一一七

11 続五六二―九

12 続五六二―一四

13 一四五二―二三一一

14 続五六二―三

15 続五六二―四

【付記】

史料閲覧につきましては、財団法人三井文庫の皆様にご多大変お世話になりました。ここに心より感謝を申し上げます。尚、本研究は文部科学省設置による服飾文化共同研究拠点の研究助成(プロジェクト研究「きもの」文化に関する研究)を受けてなされたものです。